

令和8年1月19日

大阪府教育委員会会議 会議録

1 会議開催の日時

令和8年1月19日(月) 午後2時00分 開会
午後2時55分 閉会

2 会議の場所

委員会議室(府庁別館6階)

3 会議に出席した者

教育長	水野達朗
委員	中井孝典
委員	有明三樹子
委員	尾崎えり子
委員	竹内理
委員	森口久子
教育監	大久保宣明
理事兼教育次長	東口勝宏
教育センター所長	三宅恭子
教育総務企画課長	建元真治
教育振興室長	内藤孝彦
支援教育課長	御手洗英樹
市町村教育室長	芳野和宏
小中学校課長	宮本洋介
教職員室長	金森充宏
教職員人事課長	岸野行男

4 会議に付した案件等

- ◎議題1 公立小・中学校の学級編制基準の改正について
- ◎議題2 令和8年度公立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校教職員定数配分方針について
- ◎報告事項1 大阪府学校教育審議会の答申について
- ◎報告事項2 令和7年度文部科学大臣優秀教職員表彰について
- ◎報告事項3 令和7年度第2学期（令和7年9月1日以降12月31日まで）における教職員の懲戒処分の状況について

5 定足数確認

（事務局）

1月の委員会会議を開催いたします。本日もY o u T u b e配信を行っておりますので、ご発言の際はマイクを通してお願いいたします。それでは教育長お願いいたします。

（教育長）

開会にあたりまして定足数を確認します。事務局いかがでしょうか。

（事務局）

本日は、教育長および委員の計6名のうち6名が出席しており、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

（教育長）

それでは、定足数を満たしているため、ただいまから会議を開きます。

6 議事等の要旨

(1)会議録署名委員の指定

竹内委員を指定した。

(2)令和7年12月22日の会議録について

全員異議なく承認した。

(3)議題の審議等

◎議題1 公立小・中学校の学級編制基準の改正について

【議題の趣旨説明（小中学校課長）】

標記について、決定する件である。

【質疑応答】

なし

【採決の結果】

賛成多数により、原案どおり承認した。

(賛成者：教育長、中井委員、有明委員、尾崎委員、竹内委員、森口委員)

◎議題2 令和8年度公立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校教職員定数配分方針について

【議題の趣旨説明（教職員人事課長）】

標記について、決定する件である。

【質疑応答】

(教育長)

はい、それではただいまの説明についてご質問ご意見あわせてお伺いいたします。

森口委員。

(森口委員)

ご説明ありがとうございます。資料の数字が多いのでなかなか読み取れなくて、もしよろしければ回答をお願いしたいです。最初におっしゃったところで、小学校10クラスであれば13名。校長・教頭を含めて教員が20クラスであれば24名ということは、校長・教頭が仮に1人ずつであったとしても、各クラス1名プラスアルファ2名程度の教員というふうに捉えてよろしいでしょうか。そういった場合、全ての学校で今、教職員のメンタルの問題以外でも、急な休みや女性であれば妊娠・出産等も含めて、教職員の数というものがなかなか読めないところがあります。そのような場合に、やはり年間を通して子どもたちの教育をしっかりと支えるために、ある程度の人数が必要だという事は、もう長年の課題であったと思います。そういった場合の数を計算の中に入れてこのような形の配分になっているのか、これは国が決めている事ですので、大阪府として今まで現状としてどういうところに人数が足りない、ないしは学期の途中で急に数が減った時に、手当をするための教職員の数というのはどのあたりに反映されてくるのか少し教えていただけましたらありがたいです。お願いいたします。

(教育長)

教職員人事課長。

(教職員人事課長)

はい、ありがとうございます。

まず別表に掲げている数字ですけれども、今森口委員がおっしゃった、10学級であれば13人というところは、校長先生・教頭先生を除きまして各クラス先生1人ずつ担任がついても、それ以外に1人、2人がいるというような、基本的にはそういう形の配置となっています。あと各学校で様々な取り組みがありますので、そういった学校ごとの取り組み等に合わせ配置しております部分は、その評価別の加配というような形で、それぞれのメニューで実情を聞かせていただいた上で配置しています。

それと年度途中で産休・育休等で休職される先生方の代替につきましては、基本的には講師の先生方の別途対応で補っていくというような形になりますので、ここはまず学校運営するにあたって、どれだけの教職員数があるかという配置をさせていただいて、その上でもし仮に欠員などが生じたら代替の職員を補っていくと、そのような形で対応しております。

(森口委員)

ご説明ありがとうございました。私は学校医であり、また産業医もしておりますので、教職員の長時間勤務等によるストレスチェック、そういった辺りにも対応しております。その中でここ数年ずっとこういう問題があるので、昨年どこの学校にどれだけ人数が足りなかったのか、それをどれぐらいの期間で補充することができなかったのか、そのあたりの数字というのは把握されているのか、もし十分でなければ数を把握した上で、翌年やはりこういう傾向があるのでここには補充をというふうな考えで進んでいただけると、一つの方策かなと思ひまして、意見させていただきました。よろしく願いいたします。

(教育長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。中井委員。

(中井委員)

教員数の提出は国が決めた基準というのは承知しておりますが、高等学校の場合、理科・家庭科で実験する時には、助手が準備したりお手伝いしたりしてくれるという事で、ある程度潤滑に回っているかなという思いがあります。けれども、小・中学校の理科・家庭科等で実験する時になかなか大変だという話を先日ちらっとお聞きいたしました。ある中学校で家庭科の実習で手が足りない為、PTAの応援を頼んで、保護者の方に来てもらおうとしたが、昨今はお母さん方も共働きや働いておられる方が多くてなかなか集まりにくい。何とか人数を集めるのが大変だったという話を聞いた事があります。

やはり今の教育は、小学校・中学校の段階で考える力をしっかり身につけないといけないと言われてる事を考えますと、理科等は何か現象を覚えさせるだけじゃなくて、実際に経験させるという事が思考力を深めるのに非常に役立つかなと思います。一方では、教員がもう

大変でキリキリ舞いしている状況では十分に出来ないのではないかなという思いがします。その辺の実情等は把握されているのかどうか、それからもしそういうことがあったらどんなふうに対応されているのか、私は高等学校の事しか知りませんので、小・中学校の場合はどうなのか、少し教えてください。

(教育長)

教職員人事課長。

(教職員人事課長)

はい、ありがとうございます。小学校の方は先ほどご説明させていただきましたように、基本的には教員しか今いないというようなところで、理科に特に力を入れているとか、何かそういう国からのメニューがあれば、教員の加配が出来るのですが、なかなか高等学校のように実習助手の先生を頼めるというような別の所があるわけではございませんので、配置基準の中で国から取れるだけの加配といいますか、そのところを最大限活用して、実情に応じた形で配置させていただくと、そのような形になっています。

(中井委員)

はい、そのあたりのことは十分承知した上で、例えば図書館ですが、司書教諭が十分に配置されていない実情も存じておりますので、図書館に通常配置しながら必要に応じて学校へ助けに行くとか、そのような事も考えられると思います。あるいは、どうしても無理だという時や実験等をする時に、やはり危険が伴いますので、人手が多い方が良くと思いますので、そんな時にPTAをお願いするのも、もちろんありかとは思いますが、ですがその前に本当にもう100%ボランティアで大変だというような事も聞きます。実験が毎日あるわけじゃございませんから、そんな時に必要に応じて特別をお願いするならするで、それで謝礼を出すとか、何か学校側もしっかりとそういう方々に対してフォローするような事がないと、大勢の人がこれからも集まってこないように私は危惧しています。小学校・中学校の段階で、考える力を養って理科はまさに面白いなど、そういう気持ちにならないと、なかなか頭に入ってきません。丸暗記で覚えたって何も面白くないという事もありますので、これからの子どもたちの育成という観点からも少しご配慮いただけたら良いなというふうに思います。よろしくお願いします。

(教育長)

ありがとうございます。はい。教職員人事課長。

(教職員人事課長)

すみません、一点だけ補足といいますか先ほどご説明が漏れておりまして、申し訳ございま

せん。令和8年度の文科省の定数改善の中で、小学校の教科担任の計画的な推進というところで充実されている部分もございますので、できる限り我々としては、しっかりそういったものを活用して対応してまいりたいと考えております。

(中井委員)

ありがとうございます。私も理科教員の一人ですので、これからもっともっと理科が好きな子を増やしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です

(教育長)

ご意見ありがとうございます。それでは他の委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではご意見ご質問等尽きたかと思っておりますので、採決に移ります。

【採決の結果】

賛成多数により、原案どおり承認した。

(賛成者：教育長、中井委員、有明委員、尾崎委員、竹内委員、森口委員)

◎報告事項1 大阪府学校教育審議会の答申について

【議題の趣旨説明(教育総務企画課長)】

標記について、報告する件である。

【質疑応答】

(教育長)

ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見をあわせてお伺いいたします。森口委員。

(森口委員)

ご説明ありがとうございます。少し踏み込んで教えていただけましたらと思います。

今最後にご説明のありました、視覚支援学校および聴覚支援学校のキャリア発達を促す教育の充実というところで、視覚支援学校の障がい特性を踏まえた職場体験、あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師、理学療法士といったところの教育課程があり、そこへの在籍者の減少で視覚支援学校を卒業した後、専攻科以外のところに進まれた方、最初は専攻科に進んだものの、就職としては別のところに就職しているというような、そういった情報を少し教えていただけましたらと思います。また、同じく聴覚支援学校でも大学への進学者が増加傾向で、これはとてもいい事で、その大学での教育体制もしっかりされておられれば、就職がどういった方向にいつているのかという、そこまで見据えた中で、この高等学校までの支援学校の教育充実というものが見えてくるのかなと思っておりますので、そのあたり、もし情報がありましたら教えていただけたらと思います。お願いいたします。

(教育長)

支援教育課長。

(支援教育課長)

ご質問ありがとうございます。キャリア教育につきましては視覚支援学校、聴覚支援学校それぞれの障がい特性に応じて先生たちも取り組んでいるところでございます。視覚支援学校につきましては、まず高等部本科を卒業しましたら、専攻科に進む卒業生もいますし、あるいは本科を卒業して福祉施設とか、人数が少ないので年度によっては無い年代もあるのですが、大学等へ進学する生徒もございます。やはり、障がい特性に応じて特に視覚障がいの生徒につきましては重複障がいの率も一定高くなっている状況でして、やはりその状況に応じて福祉施設等に進む生徒もございます。各学校でそれぞれの生徒の状況に応じてカリキュラムを工夫してやっているところでございます。

また専攻科に進みますと、基本的に国家資格を取得するための課程を組んでいますので、高い確率で皆さん国家資格を取られまして、それぞれマッサージ等の仕事に就いている方がほとんどでございます。最近では企業の中でマッサージ等を行っているような、そういったところも増えてきている状況でございますので、独立してやるとか、専門的な病院等で勤められる方以外にも企業の中で、企業の従業員向けに専門性を生かした職に就かれる方もございます。聴覚支援学校につきましては、まず中学部卒業後、一定の割合で高等学校に進学する生徒もございます。

また高等部本科卒業後は、これも様々な進路がありまして、大学や専門学校に進学する生徒とか、あるいは企業に就職する者、場合によってはさらに本科で学んだ事を踏まえて専攻科で学び、そこから様々な企業に就職している状況でございます。今は各企業が障がい者雇用に力を入れている状況ですので、徐々に障がい者、特に聴覚障がい者の方の採用枠も広がっている状況です。それらを踏まえて、各学校が工夫して取り組んでいく形になります。特に最近ではA I関係、I C T関係が進んできている状況で、就職に関してもこういったI C Tを活用した業態業種が増えている状況ですので、まずこの答申に出ていますように、特に学校のカリキュラムの中で、I C Tを採り入れた授業で将来のキャリアや就職に結びつけるような、そういった取り組みをもっと強化する必要があるのかと思っております。以上です。

(森口委員)

詳しい説明ありがとうございます。大変よくわかりました。府立の支援学校のアフターフォローの良さというものをできる限り前面に出していただいて、積極的に高等部入学をお願いするというような方向もありかなと思っておりますので、ありがとうございます。

(教育長)

教育振興室長。

(教育振興室長)

今、支援教育課長がお答えさせていただいて具体的な内容もご理解いただけたと思います。答申本編の方にもその数値等を挙げさせていただいております。第2章の4番、「視覚支援学校、聴覚支援学校の卒業後の進路状況について」というところで、各人数とか職業の種別等で分けた数字等も出ておりますので、そちらも参考に見ていただきながら、今の具体的なお話とあわせてご確認いただけたらというふうに思います。

(教育長)

他はいかがでしょうか。竹内委員。

(竹内委員)

1-3の4番のところでは少し教えていただきたい事がございます。「センター的機能の発揮のための方策」と書かれているのですが、これは視覚支援学校や聴覚支援学校の一校一校がセンター的機能を果たすという意味なのでしょうか。それではセンターではなくなってくるので、この書きぶりがどういう事を意味しているのかがよくわからないので教えていただければありがたいというのが一点めです。

もう一点は、○の四つめになりますが視覚的認知や聴覚的認知に困難がある、これはおそらく図形がうまく把握できないとか、文字が読み取りにくいとか、あるいは音が入ってはくるのだけれども人間の声として理解するのに困難が伴うという事だと思っておりますが、従来の視覚支援学校や聴覚支援学校がやってきた事とはかなり異なる領域であるという理解をしているのですが、そうではないのかもしれませんが。少しそのあたりも教えていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

(教育長)

支援教育課長。

(支援教育課長)

ご質問ありがとうございます。まず一つめのセンター的機能につきましては、地域支援という事で各地域の小学校、中学校等に今回でいうと視覚障がい者、聴覚障がい者の、各小学校で弱視学級と難聴学級というのがございます。と言うのは、やはり各地域の小学校で専門的な指導ができる教員もなかなか少ないという事で、これら視覚支援学校、聴覚支援学校が地域支援のセンター的な機能という言い方になるのですが、そういう生徒あるいは教員に対して、指導・助言等をしている状況でございます。特に聴覚支援学校につきましては、各支

援学校にそれぞれの地域の小学校、中学校の難聴学級等の生徒が通われまして、そこで専門的な教育を受けたり、特に補聴器につきましては、各聴覚支援学校には専門の調査をする防音室と機械がございます。そこでちゃんと補聴器が働いているかどうかという、そういった確認等もやっています。

二つめの視覚・聴覚の認知の面ですが、医学的な面でいうと視覚支援学校・聴覚支援学校でそれぞれの障がい者の特性に応じてやっている状況ですが、最近は医学的な領域というよりも例えば聴覚なら脳にちゃんと聞こえている状況で聴覚的な問題はないけれども、それが音としてうまく認知できないとか、視覚についても見えている状況だが、それがちゃんと文字等ではっきり脳が認知していない、そういった症状もあります。これにつきましては、ちょっと今回の審議会の中でも出ましたが、今後はそういった分野についても、支援学校が力を入れてやっていくべきだというご意見も出ました。今、何かを取り組んでいるわけではないのですが、こういった今回の答申を踏まえまして、また各支援学校と検討していきたいと思っております。以上でございます。

(竹内委員)

ご説明ありがとうございます。一点めのところ、地域の中心という意味でよく理解できました。ただ学校の分布状態を見ていますと、中央に集まっています、これで北の方や南の方やあるいはそれ以外の地域でその地域のハブとしての役割が果たせるかどうか、どんな状況なのかという事も重ねて質問させていただきたく思います。二点めのところは、新たな分野に取り組まれるということ、理解をさせていただきました。よくわかりましたので、是非またそういうところも力を入れていただければと思います。以上です。

(教育長)

支援教育課長。

(支援教育課長)

ご質問ありがとうございます。センター的機能の分布の件につきましては、この学校の今回の設置の経緯につきまして、大阪市立の学校と、府立の学校が今回、平成28年度に大阪府立に移管されたということで、配置が一定、市内に少し偏っている状況ではあります。現時点の対応として、地域の小学校・中学校によってはそれぞれ各学校に赴いて、そこで支援を行う。特に視覚障がいの子どもたちにとって現場での指導も必要になってきますので、先生たちが学校に赴く、場合によっては支援学校に来ていただくような形で対応しているところではあります。

今回この件につきまして答申も出ております。やはり地域性が偏っている状況もありますので、今後、各府立学校・支援学校になるか分からないのですが、要はハブ的なそういった

機能を、本校だけじゃなくて、サテライト的な機能というのを設けた形で地域支援をやっていく方が、それぞれ指導を受ける側あるいは支援学校の先生たちにとっての負担も減るという事で。そこについても今後検討するよという事で、答申が出ている状況でございます。以上です。

(教育長)

はい、それでは有明委員お願いします。

(有明委員)

ご説明いろいろありがとうございます。5番のところをお願いといいますか希望なのですが、キャリア発達という書き方をされている部分なのですが、例えば聴覚支援学校、視覚支援学校それぞれおそらく先ほどもご説明ありましたが、進みやすい進路というのはある程度あるのだろーと思います。とりわけ、視覚支援学校に関しては専攻科が従前からこのメニューといいますか、この職業だという事でおそらくその職業に対して何らかの非常に長けている能力を発揮されているからこそ、こういう職業という事なのだろーと思いますが、一つめのお願いとしては、まずは聴覚障がいであろうとも視覚障がいであろうとも、やはり一人一人の希望がどこにあるのかという事を前提条件にしたキャリア発達と言いますか、キャリア開発と言いますか、それが出来るような進め方を是非していただきたいというのが一点です。あと二点めは先ほどもお話がありましたが、企業として、障がい者の方々の雇用というのは本当に難しいです。一方で、こういう方々が企業の側では職務開発といって、我々の職業の中でどこをどういうふうに、切り取ると言うのは変ですけど、分解すればこういう方々に仕事してもらえるかというのを常に考えている状態です。学校の側はそれがいいのかどうか私は分からないのですけれども、聴覚障がいの方は割と広く我々も採用しているので分かるのですが視覚障がいの方は実はいらっしやなくて、視覚障がいの方でもこうすればこういう事が出来る、事務手続きもこういうふうに来るといのが見えてくると、その職務開発もしやすくなる。そういうあたりも含めて、研究ですとか、民間との交流も含めてやっていただければと思います。以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございます。では、尾崎委員お願いします。

(尾崎委員)

ありがとうございます。有明委員の言っている事に少し追加して、私も意見なのですけれども、ICTという言葉が入っている文脈としては、集団の学びを確保するための方策としてのICTか、職員の負担軽減に向けた、4番ですね、センター的機能の一番上の負担軽減策としてのICT活用かというところに、一応ここを見るとそうになっていて、でも先ほど有明

委員が言ったそのICT、AIを導入されたツールを使って、どう自分の可能性を広げていくかというキャリア発達とか、そのためにどういう事業を行っていくのかという個人の課題をどうそこで埋めていけるのかというところは、このPDFを見るに、あまりそこが検討土台に入っていないのかもしれないというふうに思うので、先ほどの支援教育課長がいろいろなところでICTを使って企業の中に採用された人もいらっしゃるという事もおっしゃっていましたので、多分されているとは思いますが、文章だけを見るとICTの活用がその文脈に入っていないのではないかと思いますので、そこも少し検討した上で、しっかりと最先端のツールやデバイスを使って子どもたちがどんな職業の可能性があるのかというところを是非広げる研究をしていただきたいなと思っております。以上です。

(教育長)

ご意見ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の報告事項2に移ります。

◎報告事項2 令和7年度文部科学大臣優秀教職員表彰について

【議題の趣旨説明（教育総務企画課長）】

文部科学省が発表した令和7年度文部科学大臣優秀教職員表彰について、大阪府が推薦した公立学校の被表彰者及び被表彰教職員組織を報告する件である。

【質疑応答】

なし

◎報告事項3 令和7年度第2学期（令和7年9月1日以降12月31日まで）における教職員の懲戒処分の状況について

【議題の趣旨説明（教職員人事課長）】

教育長が専決した標記状況について、報告する件である。

【質疑応答】

(教育長)

ただいまの説明につきましてご質問ご意見をあわせてお伺いいたします。いかがでしょうか。有明委員。

(有明委員)

ご説明ありがとうございます。一点まず質問させてください。教職員の方々のこういう不祥事を未然に防ぐ、あるいは小さく防ぐためのホットライン等の内部通報制度のような仕組み

みはお持ちでしょうか、お聞かせください。

(教育長)

教職員人事課長。

(教職員人事課長)

公益通報制度やハラスメントの窓口もございますし、相談窓口もありますので、もし何かお気づきの点等があれば、そちらの方に一報入れていただくということで対処できるようになっております。

(有明委員)

窓口というのはどこにありますか。

(教職員人事課長)

ハラスメントだと、まず自分の勤める学校、それと当課、教職員人事課と大阪府全般の職員相談コーナー、それと外部の専門機関の方に電話の受付をお願いしておりまして、そちらの方で受けられるようになっています。

(有明委員)

ありがとうございます。校内の通報というのはなかなか難しいところがあり、やはり外部の通報窓口の方が通報しやすいケースが多いと私自身は経験上思っています。特にご家族からの投げ込みといいますか、お話があったり、ご親戚とかそういうケースもあまり詳しくは言えませんがありますので。そういうところ何か外部に自分自身だけでなく、周りの周囲の職員の方々も含めて、何かあったら未然に防ぐために早く告発だとか、あるいは通報した方が良いという事の周知徹底というのはすごく大事だと思っています。そのあたりはされていますでしょうか。

(教育長)

教職員人事課長。

(教職員人事課長)

ご意見ありがとうございます。外部から、いろいろ通報があれば当然我々の方で調査を行っております。「不祥事防止ガイドブック」がありまして、その中で、それぞれ学校の方では「先生が気にしなければいけないポイント」とか、あと「管理職がそれぞれのケースでどういった点で指導していかなければいけないのか」というようなところを周知といいますか、先生方に認識していただくという事で、しっかりそのあたりで未然防止に向けても努めて

いるというところです。

(有明委員)

了解いたしました。引き続き徹底していくしかないと思いますのでよろしくお願いいたします。

(教育長)

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこの件につきましては終了いたします。

(教育長)

それでは本日の会議を終了いたします。

お疲れ様でした。

7 次回の教育委員会会議の予定について

(教育長)

次回の教育委員会会議の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

(事務局)

次回会議は2月16日、月曜日14時からの予定です。

(教育長)

それでは本日の会議を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

以上